

「南シナ海をめぐる中比国際仲裁裁判の裁定について」

公益財団法人 日本国際問題研究所

7月12日、南シナ海をめぐるフィリピンと中国の紛争に関して、フィリピンが開始した仲裁手続きに判断が示された。フィリピンは、力による一方的現状変更を繰り返す中国に対し、国連海洋法条約付属書 VII に規定される義務的紛争解決手続きに基づく、司法的手段を用いた。

その結果、フィリピンが仲裁判断を求めていた 15 の請求項目のほとんどすべてにおいてフィリピンにとって有利な内容となり、南シナ海における中国のいわゆる「九段線」に基づく過剰な歴史的権利は完全に否定され、南沙諸島での人工島の造成にも法的な問題が指摘された。これは、高度に政治的な要素を含む問題に対して、仲裁裁判所が法的な観点からたどり着いた結論であり、海洋の自由、そして法の支配の観点から歓迎されるべきものである。

もとより、この仲裁手続きは、国連海洋法条約の解釈と適用に関する紛争を解決するためのものであり、領有権をめぐる紛争を扱うものではない。また、裁判所の管轄権には条約上の制限および除外も存在しているため、南シナ海紛争に絡む複雑な要素のうち、国際法上認められない中国の主張を明確にするという限定的なものである。当事国に仲裁判断を強制的に受け入れさせることもできない。

他方、紛争解決規定は国連海洋法条約を構成する不可欠な要素であり、これを受け入れないことは、海における国家の権利と義務を定める海洋法秩序全体への大きな挑戦である。この度の仲裁判断は、力ではなく法に基づく海洋法秩序の維持という観点から、当事国のみならず、すべての国家が真摯に受け止めるべきものである。中国は仲裁手続きを無効と主張し、裁判も欠席を続けたが、条約上この仲裁判断は最終的かつ法的拘束力を持つものであり、中比両国はこの仲裁判断に従うことが期待される。

(了)